

我が国の文化芸術活動の状況に関する研究
—特に活動経費からみた活動の内容の変化

東京芸術大学 枝川明敬

21世紀に入ってから、地域の発展には文化的側面が必要との認識から、都市再生やまちづくりと関わる重要な要素としての文化活動が、地域活性化のため活用される事例が多くなってきた。筆者は、地域社会の再生問題と関係づけて各地の文化活動状況を2004年度に調査している。その調査時点より今回の調査までの13年間において、地域の過疎化はさらに進んだ一方で、文化資源を生かした観光客誘致がさらに推進されている。制度面では、2012年に劇場や音楽ホールなどの舞台芸術活動の拠点育成を目指す劇場法が成立したほか、2017年に改正された文化芸術基本法は、文化振興のみならず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野の施策を法律の枠組みとして取り込み、文化自体を推進する従前の文化政策とは大きく異なっている。

今回は、2004年度の調査と同じ手法を用い、可能な限り2004年度調査と比較した。まず、文化活動が小型化したこと(1474万円→623万円)。この理由として、大型(1000万円以上)の活動が少なくなったことが挙げられる(42%→14%)。活動目的としては、地域文化水準向上がもっとも多く、観光目的は少ない(47%対5%)。活動ジャンルとして、音楽、舞踊、伝統芸能で90%近くを占め、他のジャンルは少ない。それらのジャンルに応じた公立社会文化施設で開催されており、2004年度調査に比べて、建物外での開催はない。文化活動にも自己収入増加が求められており、主催団体の自己負担や入場料を除外した経費に対する補助率は、一見47%と高い。全国で150程度の自治体は、文化振興条例や振興計画を策定しているが、策定している自治体の方が、文化活動への自治体負担経費が少ないなど、あまり条例・計画の効果はないようである。

主催団体として、公益法人が多い。この状況は、地域の創造的な活動を活性化するためには、自治体直轄事業より住民が主体の団体や非営利機関が行政側と対等の立場で事業展開するよい傾向ともいえる。しかし、一般的な自治体事業の外部化傾向に沿っているだけであるとも指摘できる。

[キーワード] 地域文化の水準向上, 文化振興条例, 文化芸術基本法, 公立文化施設, 自治体事業の外部化

Research on the Status of Cultural and Artistic Activities in Japan
— Focusing on Changes in Activity Contents in Terms of Activity Costs

Tokyo National University of Arts
EDAGAWA, Akitoshi

Since the beginning of the 21st century, cultural activities have been used to promote regional revitalization more often as important factors related to urban renewal and development, based on the recognition that cultural aspects are essential for regional development. In FY 2004, the author conducted a survey on the status of cultural activities in various areas in Japan in relation to urban renewal issues in local communities. While rural depopulation has further progressed in the 13 years since the previous survey in FY 2004, local projects aimed at attracting tourists using cultural resources have been further promoted. In institutional terms, the Theater Act aimed at promoting the formation of hubs for theatrical and artistic activities, such as theaters and music halls, was enacted in 2012. Moreover, in the Basic Act for the Promotion of Culture and the Arts, revised in 2017, not only cultural promotion measures, but also measures in a wide range of related fields, including tourism, urban development, international exchange, welfare, education, and industry, were incorporated into a legal framework. Thus, recent cultural policies are vastly different from former ones that focused on promoting culture itself.

This survey was conducted using the same method as in the FY 2004 survey to compare the status of cultural and artistic activities in Japan as much as possible with the FY 2004 survey results. One of the reasons why cultural activities were downsized (JPY 14.74 million → 6.23 million) is considered to be the decrease in large-scale activities (costing JPY 10.00 million or more) (42% → 14%). As for the activities' purposes, most are done to increase the local cultural level, while a few activities aim to facilitate tourism (47% vs. 5%). Regarding activity genres, nearly 90% of all activities are of music, dance, and traditional performing arts, with only a few activities in other genres. The activities in each genre are held in public social-cultural facilities according to their genre, and no activities are held outside the facilities according to this survey, compared to the FY 2004 survey. In the situation where cultural activities are required to increase income generated by the activities themselves, the subsidy ratio for activity costs excluding costs borne by activity organizers and admission fees is 47%, which is seemingly high. Although approximately 150 local governments have formulated a cultural promotion ordinance or plan, these local governments have fewer expenses for cultural activities than those that have not formulated such an ordinance or plan. This shows that cultural promotion ordinances and plans are not very effective in promoting cultural activities.

The majority of organizers of cultural activities are public interest corporations. This situation shows a good tendency to revitalize creative activities in local areas, because resident-led groups and nonprofit organizations can conduct cultural activities on a more equal footing with administrative organs, compared to cases where cultural activities are organized directly by the local municipalities. However, it can also be indicated that this only conforms with the general trend of outsourcing cultural activities from local governments to external organizations.

[Keywords] Increase the local cultural level, cultural promotion ordinance, Basic Act for the Promotion of Culture and the Arts, public cultural facilities, outsourcing cultural activities from local governments to external organizations

我が国の文化芸術活動の状況に関する研究 —特に活動経費からみた活動の内容の変化

東京芸術大学 枝川明敬

1. はじめに

地域における文化活動は、2000年4月より施行された地方分権一括法による制度改正により、従前以上に広範な文化活動を地方自治体が行えるようになってきた。21世紀は芸術文化の時代ともいわれ、また2020年の東京オリンピックの前後に共同して開催される文化事業への期待は大きい。さらに、文化芸術を推進する体系的法整備の一環としての振興法である文化芸術振興基本法は、2001年12月に施行され、さらにそれを充実するための改正法が2017年6月から施行されている。特に、地方の文化の発信基地となる劇場や文化ホールを支援するいわゆる劇場法も2012年6月から施行されるなど、我が国の文化芸術振興面での法整備は着々と進んできた。

一方で、経済面での都市部と地方との格差による雇用状況の悪化等の地域社会への与える影響は大きく、文化芸術を含む精神活動にも影響を与えている。また、法整備は進んだものの、それに伴う財源は、地方レベルでの独自財源は少なく、国からの補助金や企業からの寄付金等が主なものである。そういった状況下での文化芸術活動が地域住民に対し、精神的に貢献しているのみならず、地域活性化の観点からプラスの影響を与えている事例が増加している。さらに、良好な景観形成を推進する景観法の2004年6月公布され、地方自治体は景観行政を含む幅広い文化行政を行え、交流人口の一層の増加を期待可能な状況にあり、文化財を観光資源とする文化財行政の転換も相まって、外国人観光客も著しい増加を見せている。この背景には、改正された文化芸術基本法が、文化振興のみならず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野の施策を法律の枠組みに取り込み、文化自体を推進する従前の文化政策とは大きく異なってきた面も見逃せない。

しかし、現実の地域の文化活動規模は、経時的に見る限り縮小気味である。発表者は、2005年度本学会において、我が国の文化活動の状況について発表している。今回は、それから約13年経て、その間、地域の過疎化は一層進み、一方で政府方針として文化を生かした観光客誘致がさらに推進されたが、人口減少による文化活動の停滞と観光客向けの資源としての文化活動を創生する視点からは、文化変容問題が生じてきている。本研究では、法制度的な整備が進捗しつつある現段階で、地域における文化活動がこの13年間にいかに変容したか、を主に活動経費から調査し、2004年度調査と比較したものである。

そのデータは、かなり活動の財政的な面をとらえているが、その種のデータは未だ十分調査・公開されていないこともあり、今後の地方分権が進む状況下での地域文化活動の在り方について検討する過程で役立つことが予想される。そのようなグレーゾーンに位置するデータを使用しつつ、その分析結果を国・地方自治体の地域文化振興政策の立案及びその実施についての、基礎的資料に供したい。

2. 地域文化活動状況に関する調査の概要

2.1 目的

本調査は、我が国の文化振興の法制度が整備され、かつオリンピックといった大規模な事業にともなう文化事業が企画され、かつ観光客が著しい増加を見せている現段階において、地域に根ざした住民の精神活動の活発化と文化体験活動を推進する立場から、一定の文化活動について全国的な実態調査を行い、その問題点や将来課題等を統計的手法で分析することを目的とする。そして、望ましい地域文化振興施策の基本方向を示す研究全体の目的に資する。

2.2 調査のスキーム

今まで、地域における文化活動の全体像を把握するため、各地の文化活動の状況を調査してきたが、活動状況を把握することは、実態として困難である。そこで、従前の調査を踏襲して、主催者側から把握することとして、文化庁及び(一財)地域創造資料、都道府県、市町村や観光振興関連団体等の資料を収集した。ついで、イベント

情報誌を参考として、その中から選択した。その選択基準は次の通りである。

まず、文化庁及び(一財)地域創造といった国の機関・地方自治体から補助金が支出されている活動であって、目的が地域文化振興(文化芸術基本法に規定されている「地域住民の自主的文化活動と鑑賞・参加、観光・まちづくり」)を目指している活動は全て対象とし、またそれらとの比較のために地方自治体独自の地域文化振興を目指している活動を対象とした。そして、その活動が地方自治体による自主的な活動かどうかを財源面や内容から把握した。なお、文化庁と(一財)地域創造との二重に補助金を受けることは、補助要項でそれぞれ禁止されているので、両団体から同時に補助を受けている活動は存在しない。一方、民間団体が開催している文化活動で、国からの補助金がない活動については、本来自主的な活動といえるので対象としなかった。以上の調査対象や調査手法は、2004年度調査とおおむね一致している。

以上の調査前段階の検討を踏まえて、国、地方自治体を通じたアンケート調査により状況を把握することにした。さらに、補助金を支出している団体である文化庁、(一財)地域創造の内部資料によって対象活動を補足した。地方分権化の現段階の文化活動を把握するため、今回は直近の2017年度開催活動のみとした。

この活動には、純粋な祭事や伝統芸能のみによる行事は含まず、地域住民に対し、将来の鑑賞者層の養成や地域再生に繋がる文化体験活動を対象としている。これは、①本研究の目的が、文化活動による地域の活性化研究にあり、従来からの伝統行事等では、その行事の存在・不在によって地域への活性化効果が認めたい事例もあり、調査記入者にとって効果測定が困難であること、②地域社会や地域の歴史等地域に根ざした伝統行事(祭事も含む)は、歴史的に主催団体や参加者が構成されていることが多く、特殊事例的になるかもしれないからである。

なお、調査は郵便留め置き方法で行ったが、記載の不十分な用紙については、電話及び可能な限り訪問も行い、記入内容の万全と、記入者の知識レベルの相違による記入誤りの防止等、記入内容の水准确保に努めた。また、調査対象数が少ないため、誤差をできる限り少なくすることに努め、文化庁や市町村の協力も得て調査票を回収した。対象調査数は431活動に及んだが、それら全てに対し調査を行い、アンケート票の質問に対してすべて回答し、かつ利用可能であったアンケート票を対象とした回収率は、32.3%でこの種の調査としては高い。

2.4 開催会場

開催会場として、全体の60.4%が公民館等の社会教育施設を、次いで公立文化会館の33.8%と、全活動の9割以上の活動が、公立の文化社会施設利用である。残りは、学校施設での開催である。子どもたちに文化体験学習的に行う活動は学校での開催が多い。しかし、近年では文化会館の整備が進んだこともあって、設備のよい文化会館での体験学習が多く、国でもそれを進めている。一方、2004年度調査にわずかにあった私立ホール(0.7%)、広場(2.0%)、神社仏閣(2.0%)は、今回の調査からは見られなかった。宗教・祭事活動は除外してあること、近年、公的な施設が充実してきたことや、活動内容によって、広場のような開放空間での開催ができない活動も多いからと思われる。また、公立文化施設等に対する助成措置を強力に推進するいわゆる劇場法が2012年に施行され、地方の文化会館での事業がより一層開催されやすくなった制度面のことも社会文化施設での開催を後押ししている。

特に活動内容が「演劇」や「音楽」の舞台体験を中心とするいわゆるワークショップ型では、劇場やホールの舞台装置は不可欠なので、舞台と付帯設備がない広場等では開催できない。会場と活動内容とのクロス分析を行うと「音楽」「演劇」「舞踊」が活動の中心であり、それらは文化会館等の文化施設において多くが開催されている。

2.5 主催団体の性格と財政規模

活動を行う主催団体の構成の性格についてみてみると、公益法人が54.0%と半数以上でもっとも多い(表1)。なお、非営利法人、地方自治体は同じ程度の割合であり、一時期流行した第3セクターは少ない。割合からみると、2004年度調査と比較し、地方自治体がほぼ半減し、非営利法人も約1/3程度に減じている。

一方、公益法人、民間団体は4倍から2倍程度に増加している。これは、自治体直営から自治体出資の公益法人へ事業を外部委託しているからである。一方で、民間の非営利法人の主催は減少している。

表2によると、団体の3ヵ年(2017、2018、2019各年度)平均予算規模(財政規模)は補助金の有無に拘わらず、総計で見ると2億円から5億円の水準がもっとも多く、次いで1億円から2億円の規模の団体である。さらに、5千万円から5億円までの財政規模の団体は、全体の7割程度であって、2004年度に比べて、財政規模の拡大が大きい。活動への国からの補助金別で見ると、補助されている団体は、平均財政規模が2億9千万円に対して、

表1開催者別団体数

	度数	パーセント(2018)	2004
地方自治体	21	15.1	31.3
公益法人	75	54.0	12.5
第3セクター	5	3.6	4.7
非営利法人	24	17.3	46.9
民間団体	14	10.1	4.7
合計	139	100.0	100.0

(注)割合の%は、2017が2017年度、2004が2004年度調査

不交付団体は1億5千万円と約半分の財政規模である。すなわち、時系列的にみれば、主催団体の財政規模が相当拡大し、補助金交付別では、交付されている団体が大規模化していることがわかる。

さらに、補助金交付団体の財政規模の分布を時系列的にみれば、2004年度では1000万円未満の団体に全体補助金件数の41%程度交付されていたが、2017年度では9%程度しか交付されておらず、大規模団体ほど交付されている。以上のことから、補助金が交付されるのには、主催団体の財政規模が大きいほど有利といえる。この理由として、財政規模が多きいと行える文化活動の質と量が拡大し、結果として補助金が得られやすい。従って、個人レベルの文化活動は、次第に補助が得られなくなっている。

表2 主催団体の3カ年平均団体財政規模

予算額 (円)	補助なし			補助あり			総計		
	実数(2017年度)	2017年度	2004年度	実数(2017年度)	2017年度	2004年度	合計(2017年度)	2017年度	2004年度
2百万以下	2	3.8%	10.0%	0	0.0%	15.6%	2	1.4%	14.5%
2-4百万	1	1.9%	5.0%	2	2.3%	12.2%	3	2.2%	10.9%
4-6百万	0	0.0%	0.0%	1	1.2%	5.6%	1	0.7%	4.5%
6-8百万	0	0.0%	5.0%	1	1.2%	4.4%	1	0.7%	4.5%
8-10百万	0	0.0%	0.0%	4	4.7%	3.3%	4	2.9%	2.7%
1-1.5千万	1	1.9%	15.0%	3	3.5%	8.9%	4	2.9%	10.0%
1.5-2千万	1	1.9%	10.0%	1	1.2%	8.9%	2	1.4%	9.1%
2-3千万	3	5.8%	10.0%	2	2.3%	2.2%	5	3.6%	3.6%
3-5千万	5	9.6%	10.0%	0	0.0%	4.4%	5	3.6%	5.5%
5千万-1億	6	11.5%	10.0%	12	14.0%	12.2%	18	13.0%	11.8%
1-2億	15	28.8%	10.0%	20	23.3%	6.7%	35	25.4%	7.3%
2-5億	18	34.6%	15.0%	24	27.9%	6.7%	42	30.4%	8.2%
5-10億	0	0.0%	0.0%	9	10.5%	1.1%	9	6.5%	0.9%
10億以上	0	0.0%	0.0%	7	8.1%	7.8%	7	5.1%	6.4%
合計	52	100.0%	100.0%	86	100.0%	100.0%	138	100.0%	100.0%
平均(万円)	15082.7			28825.4			23647.0		
標準偏差(万円)	12910.5			12910.5			44528.6		

(注)2004年度調査は、割合のみ参考に記載する。1団体のみ財政規模については、回答を拒否したので全体数は、138団体である。

特に、財政規模の大きい団体は、公益法人に多く、従来の地方自治体直轄事業を肩代わりしている団体が多い。従って、自治体からの出向人事も含め事務組織が充実しており、規模の原理が文化活動の補助受領にも影響を与えている。

2.6 活動の具体的な目的と内容

活動の目的は地域振興であるが、その活動の目的をより詳細に見ると、活動により異なっているので、より具体的な目的と文化活動への補助団体との関連を見てみる(表3)。なお、複数の目的がある場合でも最も主要な目的を調査した。これをみると、すべての活動に渡ってその割合として「地域文化水準の向上」が多く、ついで「文化財の保存活用」、「(地域の)知名度向上」であり、「観光客誘致」は補助金の有無にかかわらずそれほど多くない。2004年度調査では、75%が「地域文化水準の向上」を目的に挙げていたが、2017年度調査ではそれは半数以下の47%にしかない。増加したのは、「知名度の向上」が4%から14%へと著しい増加を見せている。地域ブランドが提唱され、観光客誘致を各地域が活発化したためとも思える。観光目的はそれほど増加しておらず、むしろ地域住民の地域へのプライドをもたせる意味から地域の他地域への優越性や区別を文化活動で意識的に醸成していることも考えられる。

2.7 活動内容及び経費と補助の状況

表3 補助金の有無別文化活動の目的の相違

目的	補助金なし	補助金あり	2004年度調査
地域文化水準の向上	28	37	111
文化財の保存活用	5	17	21
知名度向上	6	13	6
観光客の増加	2	6	5
地域開発	1	5	5
コミュニティづくり	10	9	0
合計	52	87	148

活動内容
と補助措置
との関連を
みると、補
助活動は、
「音楽」「舞
踊」「伝統芸
能」が多く、
「演劇」は
意外に少な
い(表4)。補

表4 助成措置の有無別活動内容の相違

活動内容	助成なし	割合	助成あり	割合	合計	割合	2004調査
音楽	22	42.3%	36	41.9%	58	41.7%	36.9%
舞踊	16	30.8%	22	25.6%	38	27.3%	2.1%
演劇	3	5.8%	4	4.7%	7	5.0%	14.2%
映画	1	1.9%	1	1.2%	2	1.4%	1.4%
美術工芸	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12.1%
伝統芸能	5	9.6%	20	23.3%	25	18.0%	30.5%
総合	5	9.6%	4	4.7%	9	6.5%	2.8%
合計	52	100.0%	87	100.0%	139	100.0%	100.0%

(注)2004年度調査は、内容の不明(9件)は除いた割合を示す。

助の有無にかかわらず、内容として「音楽」「舞踊」「伝統芸能」は多いが、その全体の割合と補助されている活動との比較を行うと、補助措置されているのは、「伝統芸能」が多い。同じように、補助の有無を別にして、2004年度調査と比べると、「音楽」が若干の増加、「舞踊」の大幅な増加、「演劇」「美術工芸」及び「伝統工芸」の著しい減少、「映画」の変化なしが見られる。今回の抽出調査では、「美術工芸」分野は調査対象として挙がってこなかったが、これは絶対数が非常に減少しているためと思われる。また、活動の目的である住民同士の一体感を醸し出すことや観光客動員といった視点からは、文化活動の鑑賞形態の相違が活動の内容に影響を与えるといえる。つまり、「美術工芸」は展覧会というやや受け身の形態をとるが、「音楽」等舞台芸術の分野は演者と鑑賞者とのコミュニケーションの形態をとり、両者が一体感をもつことによって、感動を与える効果が大きい。すなわち、地域住民や観光客の動員に活用しやすい芸術活動である性格ともいえる。

表5 活動内容別活動経費(補助あり活動)

活動内容	経費(万円)	補助金額	補助率	補助率(2004)
音楽	625.7	105.0	48.3%	32.8%
舞踊	637.0	118.0	45.3%	20.6%
演劇	619.3	123.0	56.1%	55.3%
映画	219.5	41.8	46.3%	50.1%
美術工芸	NA	NA	NA	47.8%
伝統芸能	835.8	125.3	43.8%	41.8%
総合	633.9	140.6	45.3%	42.4%
合計	672.7	114.7	46.7%	38.9%

文化活動の内容別補助額を見てみると、表5の通りである。補助率とは、申請補助金に対する補助金の割合を示し、平均46.7%とかなりの高補助率であり、「演劇」は補助率50%を超えている。公共事業で50%を越える高率補助金は、災害対策など特別な場合を除くと少ないので、文化活動は優遇されている。ただし、公共事業と違い収入や自己負担割合が大きいので、補助対象経費となる経費が少なくなるので、補助率が高くなる傾向がある。

絶対額で多いのは「総合」「伝統芸能」であるが、「総合」は多くのジャンルの芸術活動が競合するので、補助しやすい傾向がある。経費でもっとも多いのは、「伝統芸能」でもっとも少ない「映画」の約4倍である。「映画」は、ホール上映でフィルムの貸し出し程度の経費しかかからず、他の実演者費用がかかる舞台芸術にくらべ経費が少なくなるためである。2004年度調査に比べると、全体の補助率は10%程度上がっているが、特に「舞踊」「音楽」への補助率の上昇が大きい。「伝統芸能」の経費が高いのは、松竹等の興業会社や地域における「華道」「茶道」等の芸能が、家元制度により開催しやすさがあるが、経費が「言い値」的な公演ともなりやすい。

2.8 文化活動の収入及び支出

活動費別の活動数の分布をみると、平均活動費は、605.3万円(標準偏差:644.6万円)で、41.7万円から5,666.1万円まで非常に幅広く分布しているが、全体の1/3の48件は300万円未満に、また1,000万円まで広げると86%の120件が収まっている。一部の高い活動費の事例により平均が高くなり、標準偏差も大きくなっている。

文化 表6 補助金の有無別文化活動の収入

(万円)

	入場料	寄付金	市町村	その他	補助金	芸術団体負担	収入
活動を収入面から みてみると、補助 の有無にかかわら ず、「入場 料収入」	補助なし	169.9	9.0	62.6	1.6	0.0	504.7
		33.7%	1.8%	12.4%	0.3%	0.0%	100.0%
	補助あり	272.1	17.9	45.2	13.4	113.5	665.4
		40.9%	2.7%	6.8%	2.0%	17.0%	100.0%
全体		233.9	14.5	51.7	9.0	71.0	605.3
		38.6%	2.4%	8.5%	1.5%	11.7%	100.0%
		11.6%	3.2%	25.7%	3.4%	40.5%	100.0%

(注)全体欄の割合(%)は、上段が2017年度、下段が2004年度で斜字体で示す。

「主催芸術団体負担金」が大きく、その2分野で、収入の75%から80%程度を占めている(表6)。補助活動では、収入に占める補助金の割合は17%と1/6程度しかない。しかし、2004年度調査では、収入に占める補助金の割合が4割程度となっており、「芸術団体負担金」が逆に16%と小さくなっている。また、「入場料」の占める割合は、2017年度の方が高く、2004年度の方が小さい。「寄付金」「その他」は絶対額も小さいし、収入に占める割合も大きくはない。

以上より、調査した13年間に、国からの助成金や市町村負担の割合が減少し、その減少した負担を鑑賞者や主催芸術団体が補填していることが伺える。表5においての補助率が約5割と大きいにもかかわらず、収入に占める補助金割合が減少しているのは、自己収入を除外した金額のうち補助対象となる経費のみが補助されるので、補助率が高くても全体収入に占める割合は減少することを意味している。つまり、2004年度では自己収入が少なくてもよかったが、その後の申請方式の変化で、応分の自己負担が求められるようになったので、入場料や主催芸術団体負担が増加し、その残余分のうち補助対象となる経費が補助されているからである。

補助金の有無別活動費の支出の内訳の割合をみると、補助の有無に関わりなく実演のための「公演経費」がもっとも多くて支出の約半分である(表7)。ついで「会場設営費」「創作費」の順である。「公演経費」「会場設営費」が2017年度では多く、2004年度では少ない。反対に「謝金」は2004年度の方が多い。絶対額も2004年度の活動経費が大きいので、2004年度の「謝金」の額は2017年度に比べて相当大きいとみななければいけない。実際、200万円を越える金額で2017年度の16倍程度となっている。この理由として、著名芸術家を招聘して実演芸術を行う場合は、公演経費(芸術団体に一括して支払う経費)とは別に、芸術家に直接謝金を支払うからである。つまり、著名芸術家(指揮者が代表的)は、後援団体とは契約が異なっており、そのため別の「謝金」費目となるからである。2004年度に「謝金」が多く、2017年度に少ないということは、この間に著名芸術家を招聘する芸術活動から、堅実な芸術団体(中堅規模の団体)を招聘して、著名芸術家動員型から、実際の鑑賞型参加型に文化活動が移ってきたことを意味しよう。

表7 補助金の有無別活動経費支出内訳

(万円)

	創作費	公演経費	会場設営費	謝金	旅費	滞在費	企画宣伝費	事務費	その他	支出合計
補助なし	53.6	249.7	116.7	14.1	49.5	17.9	34.8	33.0	14.9	504.7
	10.6%	49.5%	23.1%	2.8%	9.8%	3.6%	6.9%	6.5%	2.9%	100.0%
補助あり	71.8	329.6	149.4	13.2	35.5	68.4	42.2	37.3	12.3	665.4
	10.8%	49.5%	22.4%	2.0%	5.3%	10.3%	6.3%	5.6%	1.8%	100.0%
全体	65.1	300.2	137.8	13.5	40.7	49.7	39.5	35.7	12.9	605.3
	10.8%	49.6%	22.8%	2.2%	6.7%	8.2%	6.5%	5.9%	2.1%	100.0%
	14.5%	26.9%	7.9%	15.0%	9.3%		7.9%	6.8%	13.1%	100.0%

(注)各経費の内訳は下記の通り

「創作費」:文芸費(原資料, 著作料, 翻訳料, 演出料, 企画等)

「公演経費」:チケット販売手数料, 稽古費用, アルバイト代, ケツタリング代, 接待費, ヘヤー・衣装, かつら

「会場設営」:会場賃貸, 舞台装置, 楽器賃貸, 運搬, 録画, 録音

「謝金」:出演者, 公演者にかかる出演料, 講演料

「旅費」:出演者, 講演者の移動にかかる経費

「滞在費」:出演者, 講演者の滞りにかかる経費

「企画宣伝費」:公演, 講演, シンポジウム等事業の企画, 宣伝広報

「事務費」:通信, 会議費, 資料代, 補助団体への交通費, 印刷

「その他」:雑費, 以上のいずれの項目にも該当しない経費

2.9 地方自治体の文化振興条例等との関係

国(特に文化庁)は、2001年の文化芸術振興基本法の公布にともなって、各地方自治体においても文化振興条例の制定要請を行った。その後、国は振興法による指針の策定と改正や文化芸術基本法への改正と基本計画制定の度に自治体への振興条例と文化振興の行政計画の策定要請をたびたび行っている。しかし、2017年度現在で、条例や計画を定めている自治体は全国で150程度しかなく、大幅に見積もっても約1割未満の自治体しか制定していない。一方で、最近の住民の全国的な文化活動への欲求の高まりを考えると、首長や担当者は文化活動を住民に対し行うことが必要とされるが、自治体財政が硬直化しているので、それを補助金に頼ろうとする傾向が考えられる。そこで、文化庁、芸術文化振興基金、(一財)地域創造等への補助金申請を行うことが多い。

自治体の条例や振興計画の策定は、自治体または首長の文化振興への熱意ともとれるが、熱意があるほど補助金が獲得できそうに思える。そこで、今回の各活動への補助金の採択とその交付率を条例等の制定との関係で見てみたい。

まず、助成されている活動では、条例等の有無によっては、補助率はほとんど変わりはない(表8)。ただし、活動の規模が若干大きいので、助成金の絶対額も約60万円程度大きくなっている。ところが、条例等が設置されている自治体は熱意があると思われるが、市町村負担額は、条例等が未制定の方が18万円程度多い。補助が得られなかったケースでも、条例等未制定の方が、市町村負担額が多い。むしろ不交付のケースでは、市町村負担額は、2倍程度未制定自治体の方が多い。つまり、条例等を制定するかどうかによって、文化活動への自治体負担はかわらず、むしろ制定している自治体の方が少ない。この理由として、文化予算は、教育、公共事業、福祉、医療各予算とは違い、全国的な基準がなく、首長や自治体の裁量行為によるので、条例等の制定で予算を積極的に組むことはない。予算が無理なので、条例等を制定しているだけかもしれない。文化芸術基本法もいわゆるプログラム規定であって、具体的な事業計画が決められているわけでもない。事業法が制定されて、予算等が決定

表8 条例等の制定の有無と補助金の状況

(単位:万円)

補助の有無	条例指針等制定		収入	市町村負担	助成金申請額	助成金	補助率
なし	なし	平均値	466.5	72.2	196.0	0	0.0%
		度数	37	37	37	37	37
	あり	平均値	598.8	39.1	265.4	0	0.0%
		度数	15	15	15	15	15
	小計	平均値	504.7	62.6	216.0	0	0.0%
		度数	52	52	52	52	52
あり	なし	平均値	634.7	49.9	230.2	104.7	46.7%
		度数	64	64	64	64	64
	あり	平均値	751.0	32.3	290.2	137.7	46.9%
		度数	23	23	23	23	23
	小計	平均値	665.4	45.2	246.1	113.5	46.8%
		度数	87	87	87	87	87
全体	なし	平均値	573.1	58.0	217.7	66.4	29.6%
		度数	101	101	101	101	101
	あり	平均値	690.9	35.0	280.4	83.4	28.4%
		度数	38	38	38	38	38
	小計	平均値	605.3	51.7	234.8	71.0	29.3%
		度数	139	139	139	139	139

できるのである。

3.今後における地域の文化活動のあり方とまとめ

全国各地の地域における地域文化振興を目的とする文化活動について、文化庁、(一財)地域創造の補助活動が、経費の観点から地方分権に沿った内容となっているか、調査分析してきた。その対象活動の具体的方策は、地方自治体によりまちまちであり、地域住民の鑑賞者層育成等の地域文化水準の向上、伝統芸能等の保存、知名度の向上、交流人口の増加、過疎対策を含む地域開発まで種々混在している。地域文化を観光推進のためということが提唱されている割には、文化水準の向上という目標が重点的に目標とされている。そして、2004年度調査に比べ、活動主体が市町村直轄が大幅に減少し、公益法人が非常に増加している。以上のことは、自治体直轄より、住民が主体的に参加しやすい公益法人の方が、地域の創造的な活動を活性化するための目的のためには、事業展開するよい傾向ともいえる。一方で、自治体事業の外部化傾向に沿っているだけであるとも指摘できよう。

自治体の文化振興条例等の制定の有無と助成金交付の有無とは直接の関係が無く、むしろ制定していない自治体の方が、負担金を多く支出していた。文化予算は、裁量行為的であるから、プログラムの振興条例より首長の積極的な文化振興への熱意が必要と思われる。地域の文化は社会アイデンティティや住民の集団意識としての形成を促す要因となり、それは、国レベルでのアイデンティティの後退の中で地域的なアイデンティティの復活が図られ、地域イデオロギー、地域への情熱が生ぜさせる。そのような視点から、地域社会を再構成する地域住民の創造性発露による地域活性化策としての文化活動が必要であるし、調査からはその傾向が伺える。